

(案)

障発 第 号
令和8年 月 日

各 民間事業者等の長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

自立支援機器効果実証・普及支援モデル事業の実施について

標記の件について、障害者等の自立や社会参加の促進の観点から、障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発及び普及啓発の加速や障害者等の就労を促進するため、今般、別紙1のとおり「自立支援機器実証モデル事業実施要綱」並びに別紙2のとおり「自立支援機器イノベーション人材育成事業実施要綱」を定め、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

(又は繰越承認日のいずれか遅い日)

別紙 1

自立支援機器実証モデル事業実施要綱

1 事業の目的

本事業は、障害者等の自立や社会参加の促進の観点から、障害者等を雇用している企業等において実際に障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）を使用し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うとともに、支援機器の開発及び普及啓発の加速や障害者等の就労を促進する取り組みに対して補助することを目的とする。

2 実施主体

日本に登記されている法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確であり、かつ経営の安定性が確保されている団体（以下「補助事業者」という。）とする。

3 事業内容

(1) 就労場面での支援機器の使用による効果検証

支援機器の製造事業者、仲介者、障害者等を雇用している企業等がチームを組んで（以下「実証チーム」という。）共同提案し、製品化された支援機器を就労場面で実証評価を実施する際、その実証チームに対し支援機器の製造・購入、調整・設置及び導入効果測定に係る費用の補助を行う。

ア 間接補助事業者の選出

補助事業者は、間接補助事業者を公募にて選出することとし、その選出に当たっては、外部有識者で構成する委員会における評価を踏まえること。

また、間接補助における補助率は、別表 1 のとおりとすること。

なお、実証チームにおける製造事業者とは、支援機器を製造・販売している機関や法人格を有する団体とし、仲介者とは、支援機器を中心に、障害特性を踏まえた支援機器の適合や調整ができる者とする。ただし、製造事業者が、仲介者となることは認められない。

イ 実証チームの編成と役割

補助事業者は、間接補助事業者が、以下の役割を遂行できるよう適宜必要な支援を行うこと。

- ① 製造事業者及び仲介者が、補助事業者との窓口となり、実証チームの 3 者が互いに連携して事業を進めること。

(案)

- ② 製造事業者は、仲介者と共に、製品化された支援機器を個々の障害状況に合わせて改良や調整をしたうえで、障害者等を雇用している企業等に提供すること。評価期間中、支援機器の改良や調整・適合のため、必要に応じて仲介者と共に実証の場に立ち会うこと。
- ③ 仲介者は、各種専門性を持つ者が2名以上参加し、対象者の障害特性を踏まえて、支援機器と職場環境等を調整するとともに、実証評価の計画を作成し、実施すること。
- ④ 仲介者は、障害者等を雇用している企業等の担当者と密な連携を取りながら、支援機器の特性を見極め、支援機器の使用によって効果が見込まれる対象者を選出し、対象者が支援機器を使用するのに必要な関連器具等の選出や調整、段差解消といった就業環境の整備、心理面のフォロー等の調整を行うこと。
- ⑤ 障害者等を雇用している企業等は、1つの実証チームあたり2か所以内とすることとし、対象者が実証評価に参加するための手続き等の支援を行うこと。また、対象者と随時面談し、対象者が支援機器を使用しやすい環境が整備されているのか確認し、随時調整を図ること。

ウ 実証結果の報告

補助事業者は、実証チームより実証結果の報告を求めるとし、その結果には以下の内容を含むこと。

- ① 対象者を中心とした支援機器の活用実証のために、実証チームの編成で心がけたことや、実証チームの連携を深めるために工夫した点、実証過程において生じた問題を解決するための方策等について
- ② 支援機器の使用が見込まれる具体的な対象像(身体機能特性や性格、適した仕事や具体的な仕事場面、支援機器を使用して仕事をするために整備すべき環境等)について
- ③ 対象者が支援機器を使用し、円滑に就労するために配慮した点について
- ④ 主な効果と副次的効果を踏まえた、実証評価の結果について
- ⑤ 実証評価後における対象者の支援機器継続使用意向の有無について(その理由を含む)

エ フォローアップ

補助事業者は、事業実施期間中に実証チームから相談があった場合、対応できる体制を整えること。また、必要に応じて実証評価の現場や実証チームの話し合いの場を訪問し、実証が円滑に進むための相談や支援を行うこと。

(2) 実証結果の集約、広報及び普及啓発

(案)

補助事業者は、(1)ウにて報告を受けた実証結果を集約し、ホームページ等にてその内容を掲載すること。なお、補助事業者は、その掲載に当たっては、動画や画像を活用することで、障害者や、障害者等を雇用する企業等、就労支援者等に対し、わかりやすい周知に努めること。

4 報告等

- (1) 補助事業者は、当該年度における事業の実績について、事業終了1か月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、交付要綱に定める様式による事業実績報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、当該年度における事業の成果について、翌年度の6末日までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「自立支援振興室」という。）に提出しなければならない。なお、成果報告書は厚生労働省のホームページへ掲載するため、その提出方法については、自立支援振興室が別途指示するものとする。
- (3) 本事業の実施に当たって、補助事業者は、自立支援振興室と適宜連携し、進捗状況を報告すること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 補助事業者の決定方法

本事業の補助事業者は公募により決定するものとし、その決定に当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される自立支援機器実証モデル事業評価委員会における事業評価を踏まえることとする。

(案)

別表1 間接補助における補助率

交付要綱第4(1)②の実施における補助率は、下表のとおりとする。

	法人類型	補助率
製品の導入効果測定にかかると費用	-	10/10
製品の製造・購入、製品の調整・設置にかかると費用	中小開発機関(※1)	2/3
	中小開発機関以外の会社、社会福祉法人等(※2)	1/2

※1 中小開発機関とは、開発機関(本事業において公募により採択された企業等をいう。以下同じ。)のうち、別表1のア及びイのいずれにも該当する会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に規定する会社をいう。)をいう。(別表2参照)

※2 「社会福祉法人等」とは社会福祉法人、公益法人及び特定非営利活動法人等の団体をいう。

別表 2

中小開発機関の定義

中小開発機関とは、次のア及びイのいずれにも該当する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。）をいう。

ア 次表第Ⅰ欄の業種を主たる事業として営むものであって、第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄に定める基準のいずれかを満たすこと。

Ⅰ 主たる事業として営む業種	Ⅱ 資本金基準 (資本金の額 又は出資の総額)	Ⅲ 従業員数基準 (常時使用する 従業員の数)
1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2. から 7. までの業種を除く。）	3 億円以下	300 人以下
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
3. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
4. サービス業（5. 及び 6. の業種を除く。）	5 千万円以下	100 人以下
5. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
6. 旅館業	5 千万円以下	200 人以下
7. 卸売業	1 億円以下	100 人以下

注) 常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく解雇の予告が必要な者をいい、事業主及び法人の役員は含まない。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないこと。

（ア）発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業（アに該当しないものをいう。以下同じ。）の所有に属しているもの。

（イ）発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属しているもの。

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めているもの。